

島田市新庁舎移転業務に係る制限付き一般競争入札実施要領

令和5年2月1日

(目的)

第1条 この要領は、島田市が発注する島田市新庁舎移転業務の質の確保を図りつつ、入札・契約制度のより一層の透明性及び競争性を高めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 制限付き一般競争入札の対象となる業務は、島田市新庁舎移転業務（以下「対象業務」という。）とする。

(入札に参加する者に必要な資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 政令167条の4の規定に該当しない者
- (2) 島田市入札参加資格名簿に登録されている者
- (3) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第159号）に基づく入札参加制限を受けている期間中でない者
- (4) 島田市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく指名排除を受けている期間中でない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てを行った者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てを行った者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でない者
- (6) 対象業務と同種の業務の履行実績があること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格

(入札参加資格の決定)

第4条 対象業務の主管課（以下「業務主管課」という。）の長は、入札参加資格設定調書（様式第1号）を作成し、予算執行伺とともに決裁を経るものとする。

2 入札参加資格は、入札参加資格調書の決裁をもって決定するものとする。

(入札の公告等)

第5条 入札の公告は、島田市財務規則（平成17年島田市規則第35号）第176条の規定に基づき公告するとともに、その写しをホームページへ掲載するものとする。

(入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出並びに受付)

第6条 制限付き一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者から公告に定められた期間内に、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出させるものとする。

2 申請書及び資料の様式は、次のとおりとする。

(1) 入札参加資格確認申請書（様式第2号）

(2) 資料

ア 同種業務の履行実績表（様式第3号）

イ その他必要と認めるもの

3 前項に掲げる申請書及び資料は、公告で定める方法により提出するものとする。

4 申請書及び資料は、業務主管課で受け付けるものとする。

5 提出された申請書及び資料（以下この項において「提出書類」という。）は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出書類は、無断で他の用途に使用しない。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 提出書類は、公表しない。

（入札参加資格の確認）

第7条 業務主管課長は、受け付けた申請書、資料に基づき作成した入札参加資格確認申請者一覧表（様式第4号）を取りまとめるものとする。

2 業務主管課長は、入札参加資格の有無についての確認を行うものとする。

3 業務主管課長は、入札参加確認通知書（様式第5号）により、前項の確認の結果を申請者に通知するものとする。

4 第2項の確認及び前項の規定による通知は、申請書及び資料の提出期限の日の翌日から起算して5日以内（当該業務に係る公告において別に期限が定められた場合にあつては、当該公告に定められた期限内）に行うものとする。

（入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

第8条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第3項の規定による通知の日の翌日から起算して、2日以内（当該業務に係る公告において別に期限が定められた場合にあつては、当該公告に定められた期限内）に、入札参加資格がないと認めた理由について、電子メールを送付し到着確認することにより、市長に説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の理由を求められたときには、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して2日以内（当該業務に係る公告において別に期限が定められた場合にあつては、当該公告に定められた期限内）に、説明を求めた者に対し、電子メールにより回答するものとする。

3 説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第3項の規定による通知を取り消し、前項の回答と併せて、改めて資格のある者の通知を行うものとする。この場合においては、業務主管課長の決裁を経るものとする。

（仕様書の閲覧等）

第9条 仕様書は、ホームページに掲載するものとする。ただし、これにより難しい場合は、その他の方法で配布することができるものとする。

2 仕様書に係る質問書等は、公告の日の翌日から入札執行日の7日前の日まで（当該業務に係る公告において別に期限が定められた場合にあつては、当該公告に定められた期限内）に、公告で定めた方法により業務主管課で受け付け、その質問に対

して、原則として、入札執行日の4日前の日まで（当該業務に係る公告において別に期限が定められた場合にあつては、当該公告に定められた期限内）にホームページ又は回答書により回答するものとする。

（入札保証金）

第10条 入札保証金は免除するものとする。

（入札の執行）

第11条 市長は、入札の執行に先立ち、入札に参加しようとする者が、第7条第3項に規定する入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを持参していることを確認するものとする。

2 入札に参加しようとする者が1人のときは、入札の執行を取りやめることができるものとする。

（入札の無効）

第12条 次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

(2) 島田市新庁舎移転業務競争入札心得、公告、配布図面等に示した条件等入札に関する条件に違反した入札。

(3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、入札参加制限措置を受けて入札参加制限期間中である者等、落札決定時点において入札参加資格のない者のした入札。

（入札結果等の公開）

第13条 市長は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに、入札結果等を公開するものとする。

（期間の計算）

第14条 この要領において期間の計算をする場合で、当該期間内に島田市の休日を定める条例（平成17年島田市条例第2号）第1条第1項に規定する休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

（現行規程の効力）

第15条 この要領に特別の定めがない限り、現行の諸規程が適用される。

（その他）

第16条 この要領の運用については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。